

福岡県公報

平成十八年十月十八日
第二千五百九十六号
増刊 ①

目次

告示(第二千三十二号)

○海岸保全区域の指定の一部改正

(港湾課) ……………一

告示

福岡県告示第二千三十二号

海岸保全区域の指定(昭和三十三年三月福岡県告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月十八日

福岡県知事 麻生 渡

第八号の次に次の一号を加える。

八の二 有明海沿岸高田海岸昭和開地区海岸

(一) 区域

点一から点一二までの各点を順次に結んだ線及び点一と点一二を結んだ線により

囲まれた区域(延長一、〇三六・九七八メートル)

(二) 基準点、基点及び点の表示(角度は方向角表示とする。)

基準点 福岡県柳川市大和町大字大坪地先にある国土交通省国土地理院の四等三

角点公園(北緯三三度〇五分二四秒、東経一三〇度二四分四五秒)

基点 三池郡高田町の二二地先

基準点から一五七度五六分三一秒五二・四四二メートルの地点

点一 基点から三五八度四一分四八秒七七・四七二メートルの地点

点二 点一から二二三度三五分〇九秒三三八・四〇八メートルの地点

点三 点二から一九八度二五分五七秒一一・七一二メートルの地点

- 点四 点三から一七八度四分三三秒二三五・一九三メートルの地点
- 点五 点四から一五七度三〇分一六秒五九・七五八メートルの地点
- 点六 点五から一二七度三八分三〇秒二九三・八二八メートルの地点
- 点七 点六から一七八度三八分二一秒一一・九一七メートルの地点
- 点八 点七から八九度二四分二九秒八〇・二四九メートルの地点
- 点九 点八から二度一八分四五秒四四・一一二メートルの地点
- 点一〇 点九から三〇八度四二分四四秒三二〇・三七七メートルの地点
- 点一一 点一〇から三五九度一六分四二秒二六九・〇五二メートルの地点
- 点一二 点一一から四一度〇三分二二秒三五三・二三二メートルの地点

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市博多区東比恵二丁目九番一
九州チユーエツ株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)